

議案第三十七号

杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十九年三月九日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百十一条第八項」の下に「、第四百十二条第十一項」を、「使用」の下に「、法第四百十二条第一項第六号のビラ（杉並区長の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。）の作成」を加える。

第九条を第十二条とする。

第八条中「第六条後段」を「第九条後段」に改め、同条を第十一条とする。

第七条を第十条とする。

第六条中「第八条各号」を「第十一条各号」に改め、同条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

（ビラの作成の公費負担）

第六条 候補者（杉並区長の選挙の場合に限る。）は、七円三十銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第四百二十二条第一項第六号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成の契約締結の届出）

第七条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に關し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第八条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が七円三十銭を超える場合には、七円三十銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第四百二十二条第一項第六号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第六条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

附 則

- 1 この条例は、平成十九年三月二十二日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後その期日を告示される杉並区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された杉並区長の選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

杉並区長の選挙における選挙運動用ビラの作成について公費負担を行う必要がある。

杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例

(趣旨)

第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百四十一条第八項、第百四十二条第十一項及び第百四十三条第十五項の規定に基づき、杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における法第百四十一条第一項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第百四十二条第一項第六号のビラ（杉並区長の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。）の作成及び法第百四十三条第一項第五号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。

旧 条 例

(趣旨)

第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百四十一条第八項及び第百四十三条第十五項の規定に基づき、杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における法第百四十一条第一項の自動車（以下「自動車」という。）の使用及び法第百四十三条第一項第五号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。

（ビラの作成の公費負担）

第六条 候補者（杉並区長の選挙の場合に限る。）は、七円三十銭にビラの作成枚数

（当該作成枚数が、法第四百四十二条第一項第六号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成の契約締結の届出）

第七条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第八条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業

とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が七円三十銭を超える場合には、七円三十銭）に当該ビラの実作成枚数（当該候補者を通じて法第四百四十二条第一項第六号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額を、第六条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの実作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの実作成を業とする者に対して支払う。

（ポスターの作成の公費負担）

第九条 候補者は、第十一条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にポスターの実作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域にお

（ポスターの作成の公費負担）

第六条 候補者は、第八条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にポスターの実作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域にお

るポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、

第二条ただし書の規定を準用する。

(ポスターの作成の契約締結の届出)

第十条 略

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手
続)

第十一条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に三十万千八百七十五円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(一円未

るポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、

第二条ただし書の規定を準用する。

(ポスターの作成の契約締結の届出)

第七条 略

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手
続)

第八条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に三十万千八百七十五円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(一円未

満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第九条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

一及び二 略

（委任）

第十二条 略

満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第六条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

一及び二 略

（委任）

第九条 略